エコアクション21

環境経営レポート

（2023年7月1日～2024年6月30日）

1. 組織の概要	P.2
2. 対象範囲	P.2
3. 環境経営方針	P.4
4. (基準年の環境負荷と)環境経営目標	P.5
5. 環境経営計画、環境経営目標の実績及び環境経営計画の取組結果とその評価並びに次年度の取組内容	P.6
6. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	P.7
7. 代表者による全体評価と見直し・指示	P.8
8. 環境経営活動実施報告及び緊急事態訓練記録	P.9～13

2024年8月31日発行

株式会社クラフトワーク

1. 組織の概要

(1)事業所名及び代表者氏名

株式会社クラフトワーク
代表取締役　久谷　清孝
三重県伊賀市ゆめが丘七丁目9番地の3
TEL　0595-24-1100　FAX　0595-24-1110

(2)環境活動所在地

本社・ゆめが丘工場
三重県伊賀市ゆめが丘七丁目9番地の3
カシキ工場
三重県伊賀市炊村1236番地

(3)環境管理責任者及び連絡先担当者

環境管理責任者
管理部　　鈴木　聡
TEL　0595-24-1100　FAX　0595-24-1110
事務局長
総務部　谷川　利勝
TEL　0595-24-1100　FAX　0595-24-1110

(4)事業活動の内容

住宅用内装木質建材の製造

(5)事業の規模

売上高:　19.35億円　第32期(2023年度)

	本　社	ゆめが丘工場	カシキ工場
従業員数(人)	11人	23人	16人
延床面積(m^2)	132.4	2,981.8	2,780.9

2. 対象範囲

(1)認証・登録対象組織

本社・ゆめが丘工場(所在地は1.(2)に記載)
カシキ工場(所在地は1.(2)に記載)

(2)認証・登録対象活動

住宅用内装木質建材の製造

実施体制及び責任･権限表

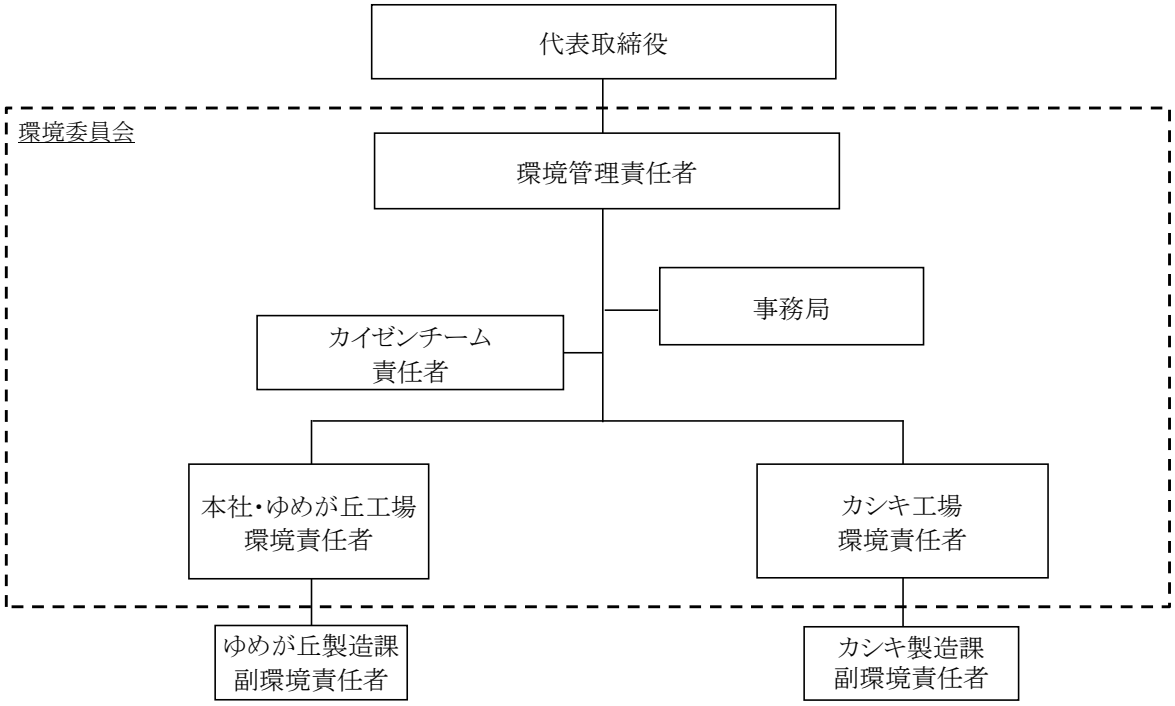

	役割･責任･権限
代表者	1. 環境管理責任者の任命 2. 環境経営方針の制定 3. 環境経営システムの実施および管理に必要な資源の準備 4. 環境経営システムの定期的見直しの実施 5. 社内情報の外部公開可否決定 6. 課題とチャンスの明確化
環境委員会 …線枠内	1. 工場から定期的活動報告(毎月) 2. 環境関連情報連絡
環境管理責任者	1. 環境経営システムの確立、実施および維持するための処置 2. 社長に対し、環境経営システムの実績報告 3. 諮問機関である環境管理委員会の委員長として委員会の運営 4. 環境経営システムの教育･訓練の計画･実施責任者
事務局	1. 環境管理責任者の補佐 2. 該当法規制の取りまとめ 3. 環境経営レポート取りまとめ 4. 各工場環境情報の収集連絡 5. 全社の年間活動計画の作成(6月に次年度計画立案)
環境責任者	1. 工場の環境経営システムの総括運用 2. 地方条例の取りまとめ(県条例･市町村条例)
カイゼンチーム責任者	1. カイゼンチーム責任者として各工場の環境改善推進 (騒音、振動の低減,照度確保及び省エネ推進等)

3. 環境経営方針

株式会社クラフトワークの環境経営方針

経営指針

我が社は、素直で熱意と実行力の溢れた挑戦意欲旺盛な社員から生まれる独創技術をもって木製品を造出し、社会の充実に貢献するとともに地域社会の環境保全と、社員の個性と能力が十分発揮できる安全で明るい職場を作り、会社と社員とその家族の幸福と繁栄を図る。

環境経営方針

私達は、日々の事業活動で発生する、環境負荷の低減に取り組みます。

行動指針

1. 法令を遵守し、地域社会との調和に努めます。
2. 生産活動に伴うエネルギー・廃棄物・排出量の削減及びリサイクルに努めます。
3. 環境経営システムを構築し環境経営目標と環境経営活動計画を設定し、定期的に見直し、継続的改善に努めます。
4. CONNOISSEUR Forest〔緑の苗木支援活動〕として_永続的に環境保全に寄与することに努めます。
5. 環境にやさしい木製品の製造の推進に努めます。
6. 本方針を全従業員に教育し、周知するとともに外部に公表します。

制定日:2005年6月　3日
改定日:2020年7月21日

三重県伊賀市ゆめが丘七丁目9番地の3
株式会社クラフトワーク
代表取締役　久谷　清孝

4.（基準年の環境負荷と）環境目標

エコアクション21ガイドライン（2017年版）に即し、基準年を2022年度（第31期）の実績を基に、新たに目標及び中期目標を設定する。（これまで2021年度を基準に活動推進第30期に取引先含めて生産品目が大きく変わったため基準年度を変更する）

環境目標	基準（実績）	年度目標	中期目標	
	2022年度（第31期）	2023年度（第32期）	2024年度（第33期）	2025年度（第34期）
	運転期間相当 2022年7月～ 2023年6月	運転期間相当 2023年7月～ 2024年6月		
1. 二酸化炭素排出量の削減	356,780.7 kg-CO2	1%削減 353,212.9 kg-CO_2	2%削減 349,645.1 kg-CO_2	3%削減 346,077.3 kg-CO_2
1.1電力使用量の削減	（生産金額当り） 4.654kWh/万円 （1.782kg-CO_2/万円）	（生産金額当り） 4.607kWh/万円 （1.764kg-CO_2/万円）	2%削減 4.561kWh/万円 （1.747kg-CO_2/万円）	3%削減 4.514kWh/万円 （1.729kg-CO_2/万円）
1.2自動車燃料使用量の削減	（生産金額当り） 0.0283L/万円 （0.068kg-CO_2/万円） 社用車燃費の把握 エコ運転	1%削減 0.0280L/万円 （0.068kg-CO_2/万円） 社用車燃費の把握 エコ運転	2%削減 0.0277L/万円 （0.067kg-CO_2/万円） 社用車燃費の把握 エコ運転	3%削減 0.0274L/万円 （0.066kg-CO_2/万円） 社用車燃費の把握 エコ運転
2. 1廃棄物排出量の削減	（一般廃棄物） （生産金額当り） 0.174kg/万円	1%削減 0.172kg/万円	2%削減 0.170kg/万円	3%削減 0.168kg/万円
2. 2廃棄物排出量の削減	（有用物を除く産業廃棄物） （生産金額当り） 0.078kg/万円	1%削減 0.077kg/万円	2%削減 0.076kg/万円	3%削減 0.074kg/万円
3. 水使用量（生活使用水）の維持	節約維持 358㎥/年 （29.8㎥/月）	節約維持 29.8㎥/月	節約維持 29.8㎥/月	節約維持 29.8㎥/月
4. 環境配慮製品 （木資源利用率改善）	木資源製品化利用率改善 OEM生産の為維持 資源利用率82.4%	木資源製品化利用率改善 OEM生産の為維持 資源利用率82.4%	維持 資源利用率 82.4%	維持 資源利用率 82.4%

注（1）購入電力のCO2調整後排出係数(2023年)
:0.382　中部電力の原単位を基準として作成する。
（*2023年4月より㈱afterFITに変更したが、同電力会社のCO2調整後排出係数が0.000のため活動成果が分かりにくく、今後もエネルギー状況で変更の可能性が高く、都度影響を受けるため基本的に係数を固定して見ていくこととする。）

◇目標に設定していない項目
・昨年度、一部の接着剤が改正で新たにPRTR化学物質に指定され、まずは使用量の把握を実施。

◇環境配慮製品（or　サービス）の目標については、当社ではOEM生産主体のため木資源利用率を目標として取り組む。（OEM生産の為維持とする。）

5. 環境活動計画、環境目標の実績、取組結果とその評価及び次年度の取組内容

環境活動計画	取組結果とその評価（2023年7月～2024年6月）			
	環境目標 基準 22年7月～23年6月	実績	達成 区分	評価
1. 二酸化炭素 排出量削減	1%削減 (356780.7kg-CO_2) (1.832kg-CO_2/万円)	106.0%対目標 (348952.9kg-CO_2) (1.942kg-CO_2/万円)	×	・年間排出量は対目標に対して削減できたが生産金額比が生産金額の減少により未達となった。 ・甲野工場を閉鎖し、カシキ工場に新たなラインを新設することを想定して目標を設定したが、生産金額については、予測が出来ていなかった。 ・中部電力のCO2調整後排出係数を基準として運用することにより、中期計画を3カ年で取組んでいけるようになったのは良かった。
①電力使用量削減 ・設備稼働率向上	1%削減 4.607kwh/万円 (1.764kg-CO_2/万円)	106.7%対目標 4.915kwh/万円 (1.881kg-CO_2/万円)	×	・カシキ工場のCライン複合機、ゆめが丘工場の芯材・表面材小割カット機と大型設備の導入により、電力使用量が増加となり、目標未達となった。 ・生産量の減少により、各工場で定時を割ってしまう期間があったことも影響している。 ・生産性の向上を実施し、生産効率の最適化を実現する。
②車燃料使用量削減 ・エコドライブの徹底	1%削減 0.0280L/万円 (0.068kg-CO_2/万円)	90.7%対目標 0.0254L/万円 (0.061 kg-CO_2/万円)	○	・軽油、ガソリン共に目標を達成。 特に軽油に関しては、対目標65.4%となり、大きく削減出来た。 ドア枠の生産をゆめが丘工場とカシキ工場で案分する形になった結果である。
2. 廃棄物排出量削減 ①一般廃棄物 ・廃棄物分別の徹底 ②産業廃棄物 ・分別によりリサイクル資源に転用する。	1%削減 0.172kg/万円kg/万円 1%削減 0.077kg/万円	133.5%対目標 0.229 kg/万円 86.9%対目標 0.067kg/万円	× ○	①一般廃棄物 ・一般廃棄物に於いては、ドア枠の製造が2拠点となったことにより、戸当り・丁番の段ボールが増えたことにより目標未達となった。 ・来期より、DX化を進め、紙の削減に取組む。 ②産業廃棄物 ・廃プラの廃棄量に大きな変化は無く、混合廃棄物の排出量が増えたが、金属の廃棄が大きく減少し、トータルとして目標達成となった。
3. 水使用量削減 ・生活排水として節約維持	節約維持29.8㎥/月	30.0㎥/月	×	・カシキ工場にて、技能実習生3名を配属したことにより、水使用量が増えた。 また、業務以外のところ（お茶を冷やすなど）で、大量に水を使用していたことが判明し、原因を特定できたことは良かった。
4. 木資源製品化利用率改善 維持:	資源利用率 維持 82.4%	資源利用率向上 83.5%	○	・OEM生産の比率も高まり、仕様が決まっている中で単独に利用率の向上は難しい。 工程不良の削減に取り組んでいるが数値は安定している。

○:目標達成、×:目標未達

次年度の取り組み内容
①エコアクション21　ガイドライン2017に沿って取り組みを継続する。 ②工場のDX化推進と作業指示書を含む工場内のペーパーレス化の推進活動に重きを置き、日々の紙使用量の削減と作業効率の改善による資源の有効利用に努める。 ③現在廃棄してしまっている木質廃材の再利用を検討し、木資源製品化利用率の改善に努める。 ④偏った生産による電力等の無駄な使用を削減するため、両工場・各ライン間での作業の平準化を行い、資源の有効利用に努める努める. ⑤不良削減活動を重点テーマとし、各ラインでの活動を通じて廃棄費用や再生産に伴う無駄な資源利用の削減を今期も継続して行っていく。 ⑥安全・5S・業務・環境に絡む改善提案制度を継続して行い、作業の効率化と無駄の排除によって環境負荷の軽減活動に繋げる。

6. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

適用される主な環境関連法規等は次のとおりである。

記号 該当;○ 間接的に該当;△ 該当せず;—

環境関連法規などの一覧表					該当工場	
対象	No.	法規等	該当する条項	主な要求事項	ゆめが丘工場	カシキ工場
1.廃棄物・リサイクル	1・1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	法第3条,施工規則第8条20項21項,同21項の2号	事業活動に伴う産業廃棄物(木製品製造業における木くず)及び一般廃棄物における適正な処理 電子マニフェストの運用 廃棄物収集運搬者、処理業者の許可証の期限確認	○	○
	1・2	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	法第1条～第3条	事業者及び消費者 特定家庭用機器をなるべく長期間使用し、廃棄物となることを抑制する。 廃棄物として排出する場合は、運搬する者等に適切に引き渡し、料金の支払いに応じる。	○	○
	1・3	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	法第1条	自動車所有者 使用済自動車の再資源化・適正処理をするため、引取業者に引き渡すこと。 リサイクル費用を資金管理法人に対し預託すること。	○	○
2.騒音	2・1	騒音規制法 ,三重県生活環境の保全等に関する条例,環境保全協定書(新都市開発)	法第5条,法第6条,法第10条,法第14条,施工令別表第1(特定施設),条例第23条第1項,協定第4条別表2	工場等からの騒音を規制するため、特定施設設置や特定建設作業実施の届出などを規定。ゆめが丘工場規制値:(8:00～19:00 60db以下)カシキ工場:(8:00～19:00 70db以下)	○	○
3.振動	3・1	振動規制法 ,三重県生活環境の保全等に関する条例,環境保全協定書(新都市開発)	法第5条,法第6条,法第10条,法第14条,施工令別表第1(特定施設),施工令別表第1(特定施設),条例第23条第1項,協定第5条別表3	工場等からの振動を規制するため、特定施設設置や特定建設作業実施の届出などを規定。ゆめが丘工場・カシキ工場:甲野工場規制値8:00～19:00 65db以下)	○	○
4.水質汚濁	4・1	浄化槽法	法第3条,法第5条,法第10条,同10条2項,法第11条2項,法第7条,法11条	水質保全のため、浄化槽の設置届出や設置後の水質検査実施などを規定。(法定検査:ゆめが丘工場・カシキ工場 1回/年 定期保守点検清掃:ゆめが丘工場 4回/年 カシキ工場 3回/年	○	○
5.地球環境保全・省エネ等	5・1	フロン排出抑制法「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」	(一部改正法の施行期日を平成27年4月1日と定めます)法律第三十九号	フロン類対策を一層促進していくため、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を規定 定期点検1回/3年及び簡易点検1回/3ヶ月:ゆめが丘工場 ・簡易点検1回/3ヶ月カシキ工場	○	○
6.危険物関連	6・1	消防法	法第9条4項(指定可燃物),法第17条,施工令第1条12項別表4(指定可燃物)伊賀市火災予防条例第43条,第46条伊賀北部消防組合火災予防条例第10条,第13条	火災の予防や災害の軽減のため、指定数量以上の指定可燃物(少量危険物)の貯蔵量や貯蔵施設について許可・届出を規定。	○	○

環境関連法規等の遵守状況を確認し評価した結果、環境関連法規等への違反に関して
外部からの苦情はない(詳細は環境関連苦情等報告書に記載)。

7. 代表者による全体評価と見直しの結果

	代表者による全体の評価と見直しの結果報告書	EMS-02-012	
		―	承認
		代表取締役 久谷清孝	久谷
見直し対象期間	2023年7月1日～2024年6月28日		
見直し実施月日	2024年7月12日　　（定期・臨時）		
出席者	久谷社長,谷川部長, 鈴木課長,長田課長,大成副長		
提出資料名	①環境経営目標の達成状況 ②環境活動計画の実施及び運用結果 ③環境関連法規等の遵守状況 ④外部からの環境に関する苦情や要望 （地域住民・顧客・自治体・消費者や社会の要請等も含む） ⑤その他(法規制の動向の情報など)		
見直し結果	①環境経営方針の変更の必要性 （ 有り ・ 無し ） 改善担当者: ②環境経営目標の変更の必要性:電力需給業者変更により原単位目標変更 （ 有り ・ 無し ） 改善担当者: 環境管理責任者 ③環境活動計画及び環境経営システム等の変更の必要性 （ 有り ・ 無し ） 改善担当者: ④実施体制の変更の必要性: （ 有り ・ 無し ） 改善担当者:		
総括	①前回の指示への取組結果 ・カシキ工場のCラインの立上げや、ゆめが丘工場の新規設備導入に伴い、電力使用量の増加に対して、目標を達成させるための施策が何も実施できていないことは、大きく反省するべきことだと思います。 来期は、環境に関す改善をする事で、安全に、より良い品質になるように連動して取組みを実施出来るように考えて推進します。 ②今回の評価結果及び指示内容等 これまでと同様に積極的な環境負荷低減活動が出来ていない為に、各達成区分で×評価となっています。意識も戦略もなく成果が得られることはあり得ないことを認識して、攻めの戦略を計画して具体的活動計画の策定と実行が必要です。 エネルギーや資材の使用量削減のインプット側からの取組と、廃材や歩留まりの向上による廃棄物削減のアウトプット側の取組に、それぞれ具体的な方策展開を進める事。 環境活動　実施報告書も全て単発的なイベントばかりを毎年報告されていますが、通期を通した着実な環境活動の実施報告を記録できる様な取り組みがなされる事を検討しなければ、求められる成果や効果を発揮して【環境経営方針】の掲げられている「私達は、日々の事業活動で発生する、環境負荷の低減に取り組みます。」の実行と実現を目指しましょう。		

環境活動　実施報告書

文書番号	EMS-02-006	
作成日	2023年11月28日	
承　認	査　閲	作　成
鈴木	長田	谷川

活動目的	【地域活動参加】 産業用地「ゴミゼロクリーン作戦」（ゆめぽりす伊賀 立地企業連絡会）
実施日時	2023年11月28日（火）　8:10　～　8:40【自社】 9:00　～　10:00【立地企業全体】
実施場所	【自社】自社敷地の前面道路側歩道の清掃 【立地企業全体】上野森林公園周辺道路及び歩道の清掃
活動内容	例年、春と秋にゆめぽりす立地企業連絡会主催の環境部会活動として、産業用地の清掃活動を実施。 各企業工場周辺の清掃及び、友生側のゆめが丘入口交差点付近から上野森林公園、ゆめが丘団地（伊賀越様の手前あたり）までの道路及び歩道の清掃を実施。
所感	・道路側の植栽の中に従来は一般ゴミ（空き缶、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ、ﾌﾟﾗｺﾞﾐ等）が多かったが、今回はほとんどなかった。 ・季節柄、枯れ葉が多く、また前日の雨で歩道にこびりついており回収にやや手間取った。 ・自社の清掃は勿論のこと、工業団地全体で美観の維持が重要だと感じた。
活動者 所属・氏名	【自社】本社スタッフ 【立地企業全体】谷川（総務部）
総評 環境責任者	工場建物内や敷地内に限らず、お客様・お取引先様を迎え入れる玄関口でもあり、常日頃から清掃することも大切なことだと思います。また、自社内や自社周辺だけに限らず、従業員全員が日常生活からゴミのポイ捨てなどをしないよう、社内啓蒙も行っていきましょう。

環境活動　実施報告書

文書番号	EMS-02-006	
作成日	2024年5月30日	
承　認	査　閲	作　成
鈴木	長田	谷川

活動目的	【地域活動参加】 産業用地「ゴミゼロクリーン作戦」（ゆめぽりす伊賀 立地企業連絡会）
実施日時	2024年5月30日（木）　8:10　～　8:40【自社】 9:00　～　10:00【立地企業全体】
実施場所	【自社】自社敷地側前面道路の歩道清掃 【立地企業全体】上野森林公園周辺道路及び歩道の清掃
活動内容	例年、春と秋の年2回、ゆめぽりす立地企業連絡会主催の環境部会活動として、 産業用地の清掃活動を実施。 各企業毎に工場周辺の清掃及び、友生側のゆめが丘入口交差点付近から上野 森林公園、ゆめが丘団地（伊賀越様の手前）までの道路及び歩道の清掃実施。
所感	・道路側の植栽の中にﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙやﾌﾟﾗｺﾞﾐ等の一般ゴミ、道路にはﾀﾊﾞｺの吸い殻が多くあった。 ・季節柄、雑草が伸びる時期でもあり、植栽の合間から背丈の高い雑草が目についた。 ・きれいな街づくりには自社の清掃は勿論のこと、改めて工業団地全体での美観維持が重要だと感じた。
活動者 所属・氏名	【自社】本社スタッフ 【立地企業全体】谷川（総務部）
総評 環境責任者	工場建物内は毎日清掃時間を決め清潔な状態の維持に努めているが、敷地内に限らず、お客様・お取引先様を迎え入れる入口周辺についても美観の維持が大切だと思いました。従業員全員が常日頃からゴミのポイ捨て等をしない／させないよう、モラル教育も実践していきたい。

緊急事態訓練記録

文書番号	EMS-02-010	
作成日	2023年10月4日	
承　認	査　閲	作　成
鈴木	谷川	柘植

訓練日時	2023年9月28日　11時40分～12時10分
訓練場所	ゆめが丘工場
緊急事態名	防災訓練
使用文書類	緊急事態対応・予防処置手順書
訓練責任者	鈴木課長
活動内容	 ・内線電話で事務所に連絡　→非常ベル作動　→事務所より館内放送で火災発生の周知 ・非常ベル作動から点呼完了まで　3分25秒　⇒ 初期消火担当メンバーの集合が遅れた。
参加対象者	本社・ゆめが丘工場従業員全員
参加者 氏名（部門）	本社10人　ゆめが丘工場25人(スタッフ2名)　掃除パート1人 参加者人数合計36名
消防署説明等	・初期消火担当者は、消火器での鎮火が難しいと判断した場合は即避難すること。 ・消火器及び消火栓の使用時間について。(消火器15秒) ・消火器の取り扱い方法について。(持ち上げた状態でピンを抜かないこと) ・消火器を実際に使用する時の火元との距離について。(3m～5m)
責任者講評	・新しく入社したメンバーの避難速度、消火器の取り扱いが不十分であった。 又、初期消火担当者の教育も不十分であり、避難速度が遅くなってしまった。
	文書変更の必要性　（ 有り ・ (無し) ） 改善担当者: 変更必要“有り”の場合の理由:

緊急事態訓練記録

文書番号	EMS-02-010	
作成日	2023年10月10日	
承　認	査　閲	作　成
鈴木	谷川	中森

訓練日時	2023年9月29日　11時40分～12時10分
訓練場所	カシキ工場
緊急事態名	防災訓練
使用文書類	緊急事態対応・予防処置手順書
訓練責任者	鳥居工場長
活動内容	 ・内線電話で事務所に連絡　→非常ベル作動　→事務所より館内放送で火災発生の周知 ・非常ベル作動から点呼完了まで　2分6秒　⇒ 第三工場への非常ベルが行きわたっていなかった。
参加対象者	本社・カシキ工場従業員全員
参加者 氏名（部門）	本社3人　カシキ工場13人（スタッフ2名）　掃除パート1人 参加者人数合計19名
消防署説明等	・初期消火担当者は、消火器での鎮火が難しいと判断した場合は即避難すること。 ・消火器及び消火栓の使用時間について。（消火器15秒） ・消火器の取り扱い方法について。（持ち上げた状態でピンを抜かないこと） ・消火器を実際に使用する時の火元との距離について。（3m～5m）
責任者講評	・今期からカシキ工場に配属になったメンバーに防災訓練の流れを伝えていたため第一、第二工場はスムーズにできていたが、第三工場には館内放送が聞き取りにくいや、非常ベルの音も聞こえない状態だった為、少し遅れていた。 文書変更の必要性　（ 有り ・ (無し) ） 改善担当者： 変更必要“有り”の場合の理由：

環境活動　実施報告書

文書番号	EMS-02-006	
作成日	2024年4月11日	
承　認	査　閲	作　成
長田	鈴木	谷川

活動目的	地域活動参加 ゆめぽりす伊賀立地企業連絡会主催「交通安全立ち番」活動参加
実施日時	2024年4月11日（木）　AM7：40　～　8：40 ※立地企業当番制で、2024年4月8日（月）～12日（金）の間三か所で実施
実施場所	・A地点　…　三丁目PLANT前交差点　　※当社担当地点 ・B地点　…　七丁目つどい橋東側三叉路 ・C地点　…　七丁目ロート製薬東側交差点
活動内容	◆友生小学校の入学式や、各企業で新入社員を迎え入れる時期に合わせて交通事故防止等を図るため、「交通安全立ち番チェックシート」に基づき違反項目毎に〔**車両ナンバー**〕〔**色**〕〔**車種**〕等を記録。 後日、期間中の集計結果を各企業にフィードバック。社内共有のうえ、交通マナー遵守の周知徹底とマナー向上の推進につなげる。 【違反項目】①**信号無視**、②**携帯電話**、③**シートベルト未装着**、④**スピード超過**、⑤**方向指示器無し**、⑥**その他**
所感	・各社の始業時間が同時間帯のせいか交通量が集中。信号無視と判断できる車両が複数台あった。 ・昨年までは携帯電話を使用しながらの運転者複数名確認できたが、今回は少なかった（ゼロではない）。 ・違反点検項目にはないが、自転車のヘルメット着用は高校生はほぼ×、一般の方も着用率は低い。
活動者 所属・氏名	管理部　長田課長 総務部　谷川
総評 環境責任者	社内でも年2回（春・秋）に交通安全パトロールを実施しています。また、毎年新たに入社した従業員を中心に、「チャレンジ123」運動にも参加しています。昨年は従業員の通勤途上（帰宅時）での交通事故が発生しており、改めて加害者にも被害者にもならないよう交通ルール遵守の周知徹底を図りましょう。